

## 文教大学大学院学位規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、文教大学大学院（以下、「本大学院」という。）学則第16条第4項の規定に基づき、学位について必要な事項を定めるものとする。

(博士の学位)

**第2条** 本大学院学則第16条第2項の規定により博士の学位を授与された場合は、課程博士とする。

2 本大学院学則第16条第3項の規定により博士の学位を授与された場合は論文博士とし、学位の申請に必要な事項は別に定める。

(論文の提出)

**第3条** 修士論文及び博士論文（以下「学位論文」という。）は、学位授与申請書及び論文要旨を添えて当該研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に提出するものとする。

2 前項による学位論文は1編とし、修士論文は3部を、博士論文は5部を提出するものとする。

3 第1項に規定するほか、博士論文の提出時には、別表1のとおり論文審査料を納めなければならない。ただし、在学中に提出した場合は、これを免除する。

(審査委員会)

**第4条** 研究科教授会は、前条により学位論文を受理した場合には、速やかに学位論文の該当する専門の教員からなる審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、修士課程においては3名、博士後期課程においては5名の審査委員で構成し、それぞれ1名が主査となり、他は副査となる。

3 審査委員会は、原則として当該研究科教員により構成するものとするが、研究科教授会が必要と認めた場合、前項に定める審査委員会構成員の半数を超えない範囲で当該研究科教員以外の研究者を副査とすることができる。

(1) 修士課程においては、本学の他の研究科に所属する教員

(2) 博士後期課程においては、本学の他の研究科に所属する教員及び本学以外の大学教員または他の研究機関の研究者

(審査)

**第5条** 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験（以下「学位審査」という。）を行う。

2 学位審査の基準は、本大学院学則第6条に規定する各課程の目的が満たされるものとし、具体的な基準は別表2のとおりとする。

3 最終試験は、提出された学位論文を中心として口述又は筆記により行う。

4 学位審査は、在学期間中にこれを終了させる。ただし、博士後期課程については、この限りではない。

5 博士後期課程の学位審査は、論文を受理した後1年以内に行い、かつ、その結果を本人あてに通知しなければならない。

(審査結果の決定と報告)

**第6条** 審査委員会は、学位審査の結果を研究科教授会に報告する。

2 研究科教授会は、前項の報告に基づき、学位審査の可否を審議し、決定する。

3 研究科教授会が前項の議決をしたときには、研究科長は、学長に対してその結果を報告する。

(学位の授与と要旨等の公表)

**第7条** 学位の授与は、学位審査に合格し当該課程を修了した者に対して、学長が行う。

2 本学は、前項の学位を授与された者に対し、学位記を交付する。

3 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に、当該論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位の名称使用)

**第8条** 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときには、文教大学の文字を付記するものとする。

(学位の授与の取り消し)

**第9条** 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、学長は学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 名誉を汚す行為があったとき

(学位論文の保存)

**第10条** この規則の定めるところにより審査をし、学位を授与した学位論文の原本は、文教大学付属図書館に保存するものとする。

(博士論文の公表)

**第11条** 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「文教大学審査学位論文」と明記の上、公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表した場合はその限りではない。

2 博士の学位を授与された者が行う前項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(代替措置の取扱い)

**第12条** 前条の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、次に挙げるやむを得ない理由がある場合には、当該研究科の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容の要約したものを公表することができる。その場合、論文の全文は求めに応じて閲覧に供するものとし、やむを得ない理由が無くなった場合には、論文の全文を、研究科等の協力を得てインターネットの利用により公表するものとする。

(1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

(2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

(学位記の再交付)

**第13条** 学位記は、やむを得ない特別の理由があると認められる場合のほかは再交付しない。

2 再交付を受けようとする者は、所定の手続を経て学長に願い出るものとする。  
(改廃)

**第14条** この規則の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

**附 則**

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成25年7月3日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**別表 1** 博士論文審査料（第 3 条関係）

| 種別   | 区 分   | 論文審査料     |
|------|---|-----------|
| 課程博士 | 本大学院博士後期課程学生（在学中に論文を提出した場合）   | 免除        |
| 論文博士 | 本大学院の博士後期課程に 3 年以上在籍し、所要の授業科目を 16 単位以上修得し、かつ、博士論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者 | 100,000 円 |
|      | 上記以外の者  | 200,000 円 |

**別表 2** 学位審査基準（第 5 条関係）

| 区分       | 番号 | 項目             | 基準  |
|----------|----|----------------|---|
| 修士課程審査基準 | 1  | テーマの設定         | 論文テーマが妥当かつ明確に設定されていること  |
|          | 2  | 先行研究           | 先行研究について必要な整理がなされ、批判的な検討が加えられていること                                      |
|          | 3  | 研究方法           | テーマに対して整合性のある研究方法が採用され、資料やデータの収集・分析・解釈および結果の考察が適切かつ説得的であること             |
|          | 4  | 独創性            | 学術的な独創性を有していること   |
|          | 5  | 論理性            | 論文の構成が体系づけられ、論旨の展開が論理的かつ一貫性があり、結論や主張が明確に導き出されていること                      |
|          | 6  | 倫理性            | 論文において倫理的配慮がなされていること  |
|          | 7  | 表記・体裁          | 論述・表現が的確かつ明晰で、文献の引用・図・表・文献リストなどの表記が適切であり、学術論文としての体裁が整えられていること           |
|          | 8  | 研究科ごとに付加する独自基準 | 各研究科の個性性を踏まえた審査基準に適合していること  |
| 博士課程審査基準 | 1  | テーマの設定         | 論文テーマに学術的な新規性があり、妥当かつ明確に設定されていること                                       |
|          | 2  | 先行研究           | 先行研究について必要かつ十分な整理がなされ、批判的な検討が加えられていること                                  |
|          | 3  | 研究方法           | テーマに対して整合性のある研究方法が採用され、資料やデータの収集・分析・解釈が学術的に厳密かつ適切であり、結果の考察が妥当かつ説得的であること |

|   |                |   |
|---|----------------|---|
| 4 | 独創性            | 学術的な独創性を有し新たな知見が含まれており、学界への貢献が果たされていること                       |
| 5 | 論理性            | 論文の構成が体系づけられ、論旨の展開が論理的かつ一貫性があり、結論や主張が明確に導き出されていること            |
| 6 | 倫理性            | 論文において倫理的配慮がなされていること  |
| 7 | 表記・体裁          | 論述・表現が的確かつ明晰で、文献の引用・図・表・文献リストなどの表記が適切であり、学術論文としての体裁が整えられていること |
| 8 | 研究科ごとに付加する独自基準 | 各研究科の個別性を踏まえた審査基準に適合していること                                    |

## 様式

様式第1号

学位記（第1条関係）

|  |   |
|--|---|
| 第  | 号 |
| 学位記  |   |
| 氏名   |   |
| 年月日生   |   |
| <p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻修士課程において<br/>         所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に<br/>         合格したので修士（〇〇）の学位を授与する</p> |   |
| 年月日  |   |
| <p>文教大学大学院〇〇研究科長<br/>         〇〇 〇〇 印</p>  |   |
| <p>文教大学長<br/>         〇〇 〇〇 印</p>  |   |

様式第2号

学位記（第1条関係）

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇〇〇研究科〇〇〇〇〇専攻博士後期  
課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び  
最終試験に合格したので博士（〇〇〇）の学位を授  
与する

年 月 日

文教大学大学院〇〇〇〇研究科長

〇〇 〇〇 印

文 教 大 学 長

〇〇 〇〇 印

様式第3号

学位記（第1条関係）

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院に論文を提出して学位を請求し〇〇  
〇〇研究科教授会において論文の審査及び試験に  
合格したので博士（〇〇〇）の学位を授与する

年 月 日

文教大学大学院〇〇〇〇研究科長

〇〇 〇〇 印

文 教 大 学 長

〇〇 〇〇 印